

## 新旧対照表

(別紙)

## 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1 (省略)	第1 (同左)
第2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(6) (省略) <u>(7) 「通関業者」とは、通関業法（昭和42年法律第122号）第2条第3号に規定する通関業者をいう。</u> (8) (省略) (9) (省略) (10) (省略) <u>(11) 「同意書」とは、税関発給コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意したことを証する書類をいう。</u>	第2 用語の定義 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれの定義に従うものとする。 (1)～(6) (同左)  <u>(7)</u> (同左) <u>(8)</u> (同左) <u>(9)</u> (同左)
第3 税関発給コードの発給対象 税関発給コードの発給は、次に掲げる者に対して行う。 (1)～(2) (省略)	<p>第3 税関発給コードの発給対象等</p> <p>1 税関発給コードの発給は、次に掲げる者に対して行う。 (1)～(2) (同左)</p> <p>2 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードの発給申請を受け付けない。</p> <p>(1) 申請者が個人の場合にあっては、申請者の氏名及び住所若しくは居所と同一の氏名及び住所若しくは居所を有する者、又は申請者の氏名及び電話番号と同一の氏名及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合</p> <p>(2) 申請者が法人の場合にあっては、申請者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地と同一の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地を有する者、又は申請者の名称及び電話番号と同一の名称及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合</p> <p>(3) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合</p> <p>3 税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</p> <p>(1) 申請者等により申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名</p>

新旧対照表

## 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>称及び本店又は主たる事務所の所在地) が正しく申請されていることが、 後記第4の3により確認されない場合</p> <p>(2) 申請代理人が申請者から税関発給コードの発給に係る申請手続を委任 されていることが、後記第4の4により確認されない場合</p> <p>4 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを廃止 する。</p> <p>(1) 申請者等が後記第5の2により税関発給コードの廃止を申請した場合</p> <p>(2) 発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以 上ない場合</p> <p>(3) 不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合</p> <p>(4) 税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合におい て、速やかに変更手続が行われなかった場合。ただし、その変更の内容 が軽微である場合又は速やかに変更手続が行われなかったことについて やむを得ない事由がある場合については、この限りではない。</p>
<p>第4 税関発給コードの申請方法</p> <p>税関発給コードの申請は、申請者等が税関発給コード申請ホームページに接 続し、必要事項を入力することにより行うこととする。ただし、申請代理人が 通関業者（あらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している者に限る。以 下、第6及び第7において同じ。）である場合には、必要事項を記録した電磁 的記録媒体を税關に提出することにより行うことができる。</p> <p>第5 税関発給コード申請ホームページによる申請に係る発給</p> <p>申請者等が税関発給コード申請ホームページを利用して申請する場合にお ける税関発給コードの発給手順は次による。</p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関発給コード申請ホームページに接続し、税関発給 コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意した 上で、申請者に係る次の事項を入力する。 ①～⑥ (省略)</p> <p>(2) 申請者が法人の場合にあっては、上記①から⑥までに加えて、次の事項</p>	<p>第4 税関発給コードの発給手順</p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請者等は、税関発給コード申請ホームページに接続し、税関発給 コード申請ホームページにおいて、申請者に係る次の事項を入力する。 ①～⑥ (同左)</p> <p>(2) 申請者が法人の場合にあっては、上記①から⑥に加えて、</p>

新旧対照表

【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>を入力する。</u></p> <p>⑦ 担当者の氏名 ⑧ 担当者の連絡先電話番号 (3) (省略)</p> <p><u>2 発給申請を受け付けない場合</u></p> <p>税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記1の申請を受け付けない。</p> <p>(1) 申請者が個人の場合にあっては、申請者の氏名及び住所若しくは居所と同一の氏名及び住所若しくは居所を有する者、又は申請者の氏名及び電話番号と同一の氏名及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合</p> <p>(2) 申請者が法人の場合にあっては、申請者の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地と同一の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地を有する者、又は申請者の名称及び電話番号と同一の名称及び電話番号を有する者に対して、既に税関発給コードの発給申請又は発給がされている場合</p> <p>(3) 申請者等が、申請に際して、税関発給コード申請ホームページに掲載されている同意すべき事項に同意しない場合</p> <p><u>3 発給申請IDの発行</u></p> <p>税関は、上記1の申請に係る入力が正しく行われ、かつ、上記2(1)から(3)までのいずれにも該当しないと認めるときは、税関発給コード申請ホームページにおいて、申請者等に対して発給申請IDを発行する。</p> <p><u>4 (省略)</u></p> <p><u>5 申請代理人への委任の確認</u></p> <p>申請代理人（申請代理人が税関事務管理人である場合を除く。）は、上記1により税関輸出入者コードの発給申請を行う場合には、申請者から申請手続を委任されていることを証する書類を、申請代理人が税関の対査確認のための資料として上記1(1)⑤において選択した資料の種別に従い、それぞれ次に掲げる方法により提出する。当該書類の提出を受けた税関においては、申請手続が委任されていることを確認したときは、税関端末により</p>	<p>⑦ 担当者の氏名 ⑧ 担当者の連絡先電話番号 <u>を入力する。</u> (3) (同左)</p> <p><u>2 発給申請IDの発行</u></p> <p>税関は、上記1の申請に係る入力が正しく行われた場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて、申請者等に対して発給申請IDを発行する。</p> <p><u>3 (同左)</u></p> <p><u>4 申請代理人への委任の確認</u></p> <p>(同左)</p>

## 新旧対照表

### 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>その旨を税関発給コード申請ホームページに入力する。</p> <p>申請代理人が税関事務管理人である場合には、税関発給コード担当部門において、関税法第95条第2項前段に規定する税関事務管理人の届出により申請手続が委任されていることを確認する。</p> <p>なお、税関において発給申請IDの発行の日より3か月以内に申請手続が委任されていることの確認ができない場合には、申請者等は、税関発給コード担当部門に連絡して当初の申請を取り下げたうえで、あらためて上記1の申請に係る入力を行う必要がある。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 申請代理人が上記1(1)⑤において申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）又はその他住民票の写し等に代わる書類を選択した場合</p> <p style="padding-left: 2em;">上記4(2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。</p>	
<p><b>6 税関発給コードを発給しない場合</b></p> <p><u>税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</u></p> <p>(1) <u>申請者による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記4により正しいことが確認されない場合</u></p> <p>(2) <u>申請代理人による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記4により正しいことが確認されない、又は、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記5により確認されない場合（ただし、申請代理人が税関事務管理人である場合にあっては、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記5により確認されない場合）</u></p> <p>(3) <u>上記2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</u></p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 申請代理人が上記1(1)⑤において申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）又はその他住民票の写し等に代わる書類を選択した場合</p> <p style="padding-left: 2em;">上記3(2)による書類の提出に併せて、申請手続が委任されていることを証する書類を提出する。</p>
<p><b>7 税関発給コードの発給</b></p> <p>税関は、<u>上記6(1)から(3)までのいずれにも該当しない</u>場合には、税関発給コードを発給する。</p>	<p><b>5 税関発給コードの発給</b></p> <p>税関は、<u>次に掲げる</u>場合には、税関発給コードを発給する。</p> <p>(1) <u>申請者による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請された内容が上記3により正しいと確認された場合</u></p> <p>(2) <u>申請代理人による税関輸出入者コードに係る申請であって、申請され</u></p>

新旧対照表

【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8 (省略)</p> <p>第6 電磁的記録媒体による申請に係る発給  <u>申請代理人が電磁的記録媒体を税関に提出して申請する場合における税関発給コードの発給手順は次による。</u></p> <p>1 申請</p> <p>(1) 申請代理人は、税関発給コード申請ホームページから入手した書式に申請者等に係る次の事項を記録した電磁的記録媒体及び同意書を申請代理人の住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する税関官署の通関総括担当部門へ提出する。  <u>なお、電磁的記録媒体の提出に当たっては、記録した当該事項に係る電子情報を申請代理人において暗号化しておかなければならぬ（第7の1(2)の申請内容の変更の申請及び第7の2(2)の税関発給コードの廃止の申請に係る電磁的記録媒体の提出においても同様とする。）。</u></p> <p>① 氏名（法人にあっては、名称）      ② 住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）  <u>(注) 上記①及び②の事項については、本邦に住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所）を有する輸出入者にあっては和文及び英文を、税関事務管理人を定める輸出入者並びに仕向人及び仕出人にあっては英文を記録する。</u></p> <p>③ 電話番号      ④ 生年月日（法人にあっては、設立年月日）      ⑤ J A S T P R O コード又は E D I N E T コード（申請者が取得している場合に限る。）      ⑥ パスワード</p>	<p><u>た内容が上記3により正しいと確認され、かつ、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記4により確認された場合（ただし、申請代理人が税関事務管理人である場合にあっては、申請者から申請代理人に対して申請手続が委任されていることが上記4により確認された場合）</u></p> <p><u>(3) 仕向人・仕出人コードに係る申請であって、上記第3の2(1)から(3)のいずれにも該当しない場合</u></p> <p>6 (同左)</p>

新旧対照表

## 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 申請者等が、半角英数字で6文字以上32文字以内にて任意に定めるもの。</p> <p>(2) 税関輸出入者コードに係る申請の場合にあっては、上記①から⑥までに加えて、次の事項を記録する。</p> <p>⑦ 申請代理人が上記①及び②の事項に係る申請された内容が正しいことについて、これを証する資料により確認していること</p> <p>⑧ 申請代理人が申請者から税関発給コードに係る申請手続を書面により委任されていること</p> <p>(3) 申請者が法人の場合にあっては、上記に加えて、次の事項を記録する。</p> <p>⑨ 担当者の氏名</p> <p>⑩ 担当者の連絡先電話番号</p> <p>(4) 上記のほか、申請代理人に係る事項として、次の事項を記録する。</p> <p>⑪ 種別（通関業者を選択）</p> <p>⑫ 氏名（申請代理人が法人の場合にあっては、担当者名）</p> <p>⑬ 名称</p> <p>(注) 申請代理人が個人の場合は、当該事項については「個人」と記録する。</p> <p>⑭ 住所又は居所（申請代理人が法人の場合にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）</p> <p>⑮ 電話番号</p>	
<p><b>2 申請代理人の確認</b></p> <p>税関は、申請に必要な上記1の事項を記録した電磁的記録媒体及び同意書の提出を受ける際に、上記1の申請が同意書に氏名（法人にあっては、名称）が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が通関業者であることを当該電磁的記録媒体及び同意書を税関に持参した者の通関土証票、従業者証票等により確認する。</p>	
<p><b>3 発給申請を受け付けない場合</b></p> <p>税関は、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、上記1の申請を受け付けない。</p> <p>(1) 申請代理人が、同意書を税関に提出しない場合</p> <p>(2) 上記1の申請が同意書に申請代理人としてその氏名（法人にあっては、</p>	

新旧対照表

## 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>名称) が記載されている申請代理人によりなされたこと及び当該申請代理人が通関業者であることを確認することができない場合</u></p> <p><u>4 税関発給コードを発給しない場合</u>  <u>税関は、次に掲げる場合には、税関発給コードを発給しない。</u></p> <p>(1) 提出を受けた電磁的記録媒体に申請に必要な上記1の事項の記録がなされていない場合</p> <p>(2) 提出を受けた電磁的記録媒体に記録された事項が正しい内容でない場合</p> <p>(3) 上記1の申請により提出を受けた電磁的記録媒体に記録されている申請代理人が、上記2により確認がなされた同意書に記載されている申請代理人と同一の者であると確認されない場合</p> <p>(4) 上記第5の2(1)から(3)までのいずれかに該当する場合</p> <p><u>5 税関発給コードの発給等</u></p> <p>(1) 税関は、上記4(1)から(4)までのいずれにも該当しない場合には、税 関発給コードを発給するとともに、発給申請IDを発行する。</p> <p>(2) 税関は、上記(1)により発給する税関発給コード及び発行する発給申請 IDについて、申請代理人が用意する電磁的記録媒体に暗号化した電子 情報を記録して手交することにより、申請代理人に通知する。 なお、当該通知をする際には、当該通知が上記1の申請をした申請代 理人に対してなされることを当該電磁的記録媒体を手交する者の通関士 証票、従業者証票等により確認する。</p> <p><u>6 税関の求めによる資料の提出</u>  <u>申請代理人は、税關から次に掲げる資料の提出の求めがあった場合には、</u>  <u>速やかに当該資料を税關に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称及び本店又は 主たる事務所の所在地）が正しく申請されていることを証する資料</p> <p>(2) 申請代理人が申請者から申請手続を委任されていることを証する資料</p> <p><u>7 税関発給コードの発給状況の確認</u>  <u>申請者等は、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請ID及</u></p>	

新旧対照表

【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>びパスワードを入力することにより、税関発給コードの発給状況を確認することができる。</p> <p>第7 申請内容の変更及び税関発給コードの廃止</p> <p>1 申請内容の変更</p> <p>(1) 申請者等は、申請内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請ID及びパスワードを入力することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</p> <p>なお、変更があった事項が次のイ又はロに掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを上記第5の4(2)イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>イ 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所 ロ 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>(2) 申請代理人が通関業者である場合には、税関発給コード申請ホームページから入手した書式に変更のあった内容を記録した電磁的記録媒体を申請代理人の住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、申請内容の変更の申請をすることができる。この場合、税関は、税関輸出入者コードに係る申請にあっては、次に掲げるすべての事項、仕向人・仕出入コードに係る申請にあっては、イの事項を確認する。</p> <p>なお、当該申請が通関業者によりなされたことの確認は、当該電磁的記録媒体を税関に持参した者の通関士証票、従業者証票等により行う。</p> <p>イ 申請内容の変更の申請があらかじめ自らの税関輸出入者コードを取得している申請代理人によりなされたこと ロ 上記第6の1(2)⑧の事項の申請がなされていること ハ 変更があった事項が上記(1)イ又はロに掲げるものである場合には、上記第6の1(2)⑦の事項の申請がなされていること</p> <p>2 税関発給コードの廃止</p>	
	<p>第5 申請内容の変更及び税関発給コードの廃止</p> <p>1 申請内容の変更</p> <p>申請者等は、申請内容に変更が生じた場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請ID及びパスワードを入力することにより、速やかに変更のあった内容を申請する。</p> <p>なお、変更があった事項が次の(1)又は(2)に掲げるものである場合には、申請者等は、申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）その他これらに類する書類で変更のあった内容が確認できるものを上記第4の3(2)イ又はロに掲げる方法により申請後速やかに提出する。これらの書類の提出を受けた税関においては、申請された内容と当該提出された書類の記載内容とを対査確認する。</p> <p>(1) 本邦に住所又は居所を有する申請者の氏名又は住所若しくは居所 (2) 本邦に本店又は主たる事務所を有する申請者の名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地</p> <p>2 税関発給コードの廃止</p>

新旧対照表

## 【税関発給コードの発給に係る事務処理要領について】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) 申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請ID及びパスワードを入力することにより、税関発給コードの廃止を申請する。</p> <p>(2) <u>申請代理人が通関業者である場合には、税関発給コード申請ホームページから入手した書式に税関発給コードの廃止を申請する旨を記録した電磁的記録媒体を申請代理人の住所又は居所（法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）を管轄する税関官署の通関総括担当部門へ提出することにより、税関発給コードの廃止の申請をすることができる。</u>  <u>この場合、税関は、上記1(2)と同様の確認を行う（上記1(2)ハの事項の確認を除く。）。</u></p> <p>(3) 税関は、次に掲げる場合には、既に発給されている税関発給コードを廃止する。</p> <p>イ <u>申請者等が上記(1)又は(2)により税関発給コードの廃止を申請した場合</u></p> <p>ロ <u>発給された税関発給コードを使用して行う輸出入申告の実績が3年以上ない場合</u></p> <p>ハ <u>不正な手段により税関発給コードを取得したことが判明した場合</u></p> <p>ニ <u>上記第6の6により税関が税関発給コードの申請事項に係る資料の提出を求めた場合において、速やかに当該資料が税関に提出されなかった場合</u></p> <p>ホ <u>税関発給コードの発給時に申請された内容に変更が生じた場合において、速やかに上記1の変更手続が行われなかった場合。ただし、その変更の内容が軽微である場合又は速やかに変更手続が行われなかったことについてやむを得ない事由がある場合については、この限りではない。</u></p>	<p>申請者等は、税関発給コードを使用しなくなった場合には、税関発給コード申請ホームページにおいて発給申請ID及びパスワードを入力することにより、税関発給コードの廃止を申請する。</p>